

## 別紙 1

居宅介護支援及び介護予防支援の利用料は、法定代理受領（保険者が、サービスの利用者に代わって費用をサービス提供事業者を支払うこと）により、当事業所に対し、保険給付等が支払われる場合、利用者の自己負担はありません。

## 居宅介護支援費

2024.4 現在

取扱い件数区分	要介護度区分	
	要介護 1・2	要介護 3～5
介護支援専門員 1 人に当りの取扱件数が 45 未満の場合	居宅介護支援費 I (i) (単位数 1,086) 10,860 円	居宅介護支援費 I (i) (単位数 1,411) 14,110 円
〃 45 以上の場合において、45 以上 60 未満の部分	居宅介護支援費 I (ii) (単位数 544) 5,440 円	居宅介護支援費 I (ii) (単位数 704) 7,040 円
〃 45 以上の場合において、60 以上の部分	居宅介護支援費 I (iii) (単位数 326) 3,260 円	居宅介護支援費 I (iii) (単位数 422) 4,220 円

- ※ 当事業所が運営基準減算（居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算）に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 当事業所が高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の減算に該当する場合は、上記金額の -1/100 となります。（※業務継続計画未策定減算については令和 7 年 4 月 1 日からの適用）
- ※ 特定事業所集中減算（居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算）に該当する場合は、上記金額より約 2,000 円を減額することとなります。
- ※ 当事業所と同一建物に居住する利用者、同一敷地内・隣接する敷地内の建物に居住する利用者又はこれ以外の同一建物の利用者 20 人以上に居宅介護支援を行う場合は、95/100 となります。
- ※ 居宅介護支援費については 45 件以上の場合は、契約日が古いものから順に割り当て、45 件目以上になった場合に居宅介護支援費 ii 又は iii を算定します。

	加 算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分なし	初 回 加 算 ( 単 位 数 3 0 0 )	3,000 円/回	新規に居宅サービス計画を作成する場合 支援者が要介護認定を受け居宅サービス計画を作成する場合 要介護状態区分が 2 区分以上変更になり居宅サービス計画を作成する場合

入院時情報連携加算（Ⅰ） （単位数 250）	2,500 円/月	介護支援専門員が入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合（提供方法は問わない）
入院時情報連携加算（Ⅱ） （単位数 200）	2,000 円/月	介護支援専門員が入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合 （提供方法は問わない）
退院・退所加算 （単位数 連携1回 450 連携2回 600）	4,500 円/回 6,000 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受けて居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中1回を限度）
退院・退所加算 （単位数 連携1回 600 連携2回 750 連携3回 900）	6,000 円/回 7,500 円/回 9,000 円/回	退院等に当たって病院職員等から必要な情報を受け、加えてカンファレンスに参加し、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 （入院又は入所期間中1回を限度）
通院時情報連携加算 （単位数 50）	500 円	利用者が病院又は診療所において医師の診察を受ける際、介護支援専門員が同席し、必要な情報の提供等を行った場合 （利用者一人につき1月に1回を限度）
緊急時等居宅カンファレンス加算 （単位数 200）	2,000 円/回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合 （一月に2回を限度）
特定事業所加算（Ⅲ） （単位数 323）	3,230 円	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催すること。」等厚生労働大臣が定める基準に適合する場合 （一月につき）

## 介護予防支援費

要介護度区分	要支援1～2
取扱い区分	
介護予防支援費（Ⅱ） 指定居宅介護支援事業所が行う場合）	介護予防支援費Ⅱ （単位数 472）  4,720 円

※ 当事業所が高齢者虐待防止措置未実施、業務継続計画未策定の減算に該当する場合は、上記金額の-1/100となります。（※業務継続計画未策定減算については令和7年4月1日からの適用）